



下関市一般不妊治療費助成事業Q & A



Q1 治療が同一年度内に人工授精に移行した場合、「一般不妊治療費助成事業」と「人工授精費助成事業」での助成は認められますか？

A1 認められます。それぞれで申請してください。

※同一日に申請される場合は、共通する添付書類（④住民票、⑤戸籍謄本（該当者のみ）、
⑥市県民税（所得）証明書）は1セットの提出でよいものとします。しかし、別々に申請される場合はそれぞれに添付書類が必要となります。)

Q2 助成の対象となる治療費用の範囲は？

A2 医療保険適用の治療費（自己負担分）で、タイミング療法、男女の薬物療法、不妊検査、などです。人工授精、体外受精及び顕微授精（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を含む）は除きます。

また、交通費や、処方箋によらない医薬類似品（サプリメントや検査薬）などは対象外です。

Q3 申請する時期は、医療機関に対し支払った額が3万円を超えた時点ですか？

A3 年度内助成額が上限3万円ですので、3万円を超えた時点で申請できます。
ただし、年度内に提出する必要があります。

Q4 複数の医療機関で検査、治療を行った場合、どうなりますか？

A4 3万円に満たない場合のみ、複数の医療機関での治療費申請額として合算し、助成を受けることができます。ただし、医療機関の証明書は、病院ごとに必要です。

Q5 薬局の証明書は、必ず必要でしょうか？

A5 医療機関に対し支払った額が3万円を超えている場合は、必要ありません。
3万円に満たない場合のみ、院外薬局での調剤料があれば申請額として合算できます。その場合、薬局の証明書と薬代の領収書（原本）も必要となります。薬代が助成対象に該当する期間は、医療機関の証明書に記載されている治療期間と同じになります。

Q6 助成期間の通算5年とは、連続する5年間のことですか？

A6 連続する5年間である必要はありません。この年の数え方は、4月～翌年3月末までの1年間（年度内）に1回でも助成された実績があれば、「1年」と数えます。この数え方で通算し、「5年」までが対象になります。

例：令和2年度、令和3年度、令和4年度に助成を受けた場合 → 通算3年

Q7 前年の所得がありません。市県民税所得課税証明書は必要ですか？

A7 必要です。

給与等による前年度所得のない方は先に、市民税課または、各総合支所市民生活課で、所得が「0」である申告をしてください。申告後に、「0」の所得証明書を発行することができます。

Q8 治療日が令和7年3月末日になるとと言われました。申請が年度内にできない場合はどうすればよいですか。

A8 原則、令和6年度の申請受付期限は、令和7年3月31日（月）までです。ただし、医療機関の証明書等一部の書類が整わないため申請が間に合わない理由がある場合は、令和7年3月31日までに下関市保健部健康推進課（083）231-1447にご相談ください。

ただし、申請に必要な書類のうち、住民票や所得課税証明書は、必ず令和7年3月中に取得をお願いします。